

標題

低引火点燃料船の船級符号への付記(ノーテーション)
の変更について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1328
発行日 2024年7月5日

各位

2024年7月1日付け弊会鋼船規則の改正に伴い、鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船においては、使用する燃料の種類をノーテーションに明示することといたしました。同様に、鋼船規則 N 編の適用を受ける液化ガスばら積船のうち、貨物を燃料として利用する船舶においても、使用する燃料の種類をノーテーションに明示いたします。

規則改正後は、対象となる船舶のノーテーションについて、次の 1.から 3.の通り取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。なお、次の 1.及び 2.に示す取扱いは、船舶の所有者から申込みがあれば、2024年7月1日以降に完了する定期検査より前であっても適用可能です。検査に依らず船級証書の書き換えを希望する場合は弊会船級部へお申し込みください。

1. 就航済みの低引火点燃料船について

2024年7月1日以降に完了する定期検査において、ノーテーション"Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels" (略号 EQ ULFF) を"Gas or Low-flashpoint Fuel" (略号 GLF) に書き換え、使用する燃料の種類を表 3.1 の通り併記いたします。これに伴い、Descriptive Note に燃料の種類に関する記述がある場合、当該記述を削除いたします。

2. 就航済みの液化ガスばら積船(鋼船規則 N 編 16 章の適用を受けるものに限る)について

2024年7月1日以降に完了する定期検査において、ノーテーション"Cargo as Fuel" (略号 CF) を追記し、使用する燃料を表 3.2 の通り併記いたします。これに伴い、弊会が過去に発行した「低引火点燃料船ガイドライン」に適合する船舶として、ノーテーション"Gas Fuelled, Dual Fuel Engine" (略号 GF/DF) が付記されている場合、当該ノーテーションを削除いたします。また、Descriptive Note に燃料の種類に関する記述がある場合、当該記述を削除いたします。

3. 申請済みの製造中登録検査申込書の取り扱いについて

2024年7月1日以降、ノーテーション"Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels" (略号 EQ ULFF) を付記する申し込みがなされている船舶に対しては、当該ノーテーションに代えて、"Gas or Low-flashpoint Fuel" (略号 GLF) を付記し、使用する燃料の種類を表 3.1 の通り併記いたします。また、鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船で貨物を燃料として使用する船舶に対しては、"Cargo as Fuel" (略号 CF) を付記し、使用する燃料を表 3.2 の通り併記いたします。これに伴い、製造中登録検査等申込書の変更が必要となりますので、変更届を提出いただくようお願いいたします。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカルインフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

[上記ノーテーションの記載に関するお問い合わせ]

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3 (郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2042

Fax: 03-5226-2736

E-mail: tsd@classnk.or.jp

[船級証書の書き換えに関するお問い合わせ]

本部 情報センター 船級部

住所: 千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)

Tel.: 043-294-6469

Fax: 043-294-5449

E-mail: cld@classnk.or.jp

添付:

1. 表 1 低引火点燃料船及び鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船への対応
- 表 2 ノーテーション及び Descriptive Note の記載例
- 表 3.1 燃料の種類とノーテーション (鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船)
- 表 3.2 燃料の種類とノーテーション (鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船)

ClassNK テクニカルインフォメーション No. TEC-1328

添付 1.

表 1 低引火点燃料船及び鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船への対応

状態	船種	2024 年 7 月 1 日以降の対応
就航船	鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船	定期検査においてノーテーションを書き換える*1。
	鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船	定期検査においてノーテーションを書き換える*1。
新造船	鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船	“ <i>Gas or Low-flashpoint Fuel</i> ”を付記する。 製造中登録検査等申込書に“ <i>Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels</i> ”が記載されている場合、申込者に対し変更届の提出を依頼する。
	鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船	“ <i>Cargo as Fuel</i> ”を付記する。 製造中登録検査等申込書に“ <i>Cargo as Fuel</i> ”が記載されていない場合、申込者に対し変更届の提出を依頼する。

*1: 船舶の所有者から申込みを受けた場合、2024 年 7 月 1 日以降に完了する定期検査より前に、船級証書の書き換えによってノーテーションを改めることも認められる。

表 2 ノーテーション及び Descriptive Note の記載例

船種	現行の記載(略号)		関連規則改正後の記載(略号)	
	ノーテーション	Descriptive Note	ノーテーション	Descriptive Note
鋼船規則 GF 編の適用を受け、天然ガスを燃料として使用する低引火点燃料船	<i>EQ U LFF</i>	<i>Use of Natural gas as Low-flashpoint Fuel</i>	<i>GLF/NG</i>	なし
鋼船規則 N 編 16 章の適用を受け、天然ガスを燃料として使用する液化ガスばら積船	なし	なし	<i>CF/NG</i>	なし
鋼船規則 N 編 16 章及び「低引火点燃料船ガイドライン」B-2 部の適用を受け、LPG を燃料として使用する液化ガスばら積船	<i>GF/DF</i>	<i>Use of LPG as Low-flashpoint Fuel</i>	<i>CF/PG</i>	なし

(次頁に続く)

表 3.1 燃料の種類とノーテーション(鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船)

燃料の種類	ノーテーション	略号
天然ガス	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Natural Gas</i>	<i>GLF/NG</i>
メタノール	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Methanol</i>	<i>GLF/ML</i>
エタノール	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Ethanol</i>	<i>GLF/EL</i>
LPG	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Petroleum Gas</i>	<i>GLF/PG</i>
エタン	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Ethane</i>	<i>GLF/ET</i>
アンモニア	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Ammonia</i>	<i>GLF/AM</i>
水素	<i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Hydrogen</i>	<i>GLF/HY</i>

表 3.2 燃料の種類とノーテーション(鋼船規則 N 編 16 章の適用を受ける液化ガスばら積船)

燃料の種類	ノーテーション	略号
天然ガス	<i>Cargo as Fuel / Natural Gas</i>	<i>CF/NG</i>
LPG	<i>Cargo as Fuel / Petroleum Gas</i>	<i>CF/PG</i>
エタン	<i>Cargo as Fuel / Ethane</i>	<i>CF/ET</i>
アンモニア	<i>Cargo as Fuel / Ammonia</i>	<i>CF/AM</i>
水素	<i>Cargo as Fuel / Hydrogen</i>	<i>CF/HY</i>

(以上)